

令和8年度 玉村町会計年度任用職員の募集・申し込み案内

職員の欠員、不足に対応するため、令和8年度に役場及び町の施設に勤務する会計年度任用職員を募集します。

【会計年度任用職員とは】

地方公務員法に基づき、1会計年度（4月1日～翌年3月31日）の範囲内で任用される非常勤の職員です。（場合により再度の任用がされることもあります。）
地方公務員法上の服務に関する規定（守秘義務や信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限等）が適用されます。また、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【任用期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日のうち必要な期間

【申し込み方法】

必要書類を提出先へ郵送または持参してください。

申し込み期日は募集一覧（3ページ～）をご覧ください

【提出書類】

①玉村町会計年度任用職員 申込書兼履歴書

※申込希望者には総務課窓口（役場2階⑥窓口）で配布するので申し出てください。
玉村町ホームページからダウンロードすることも可能です。

②資格を証明する書類の写し（資格を要する職種の場合のみ）

【提出先】

総務課職員係（役場2階⑥窓口）

※郵送の場合（普通郵便の場合、配達されるまでに日数を要しますのでご注意ください。）

〒370-1192 佐波郡玉村町大字下新田201 玉村町役場総務課職員係 宛

※提出された申込書等は返却しません。ご了承ください。

【選考・採用】

書類審査、必要に応じて面接等により各担当課が選考します。

選考結果は申込書提出後1～2ヶ月程度で通知いたします。（任用された場合、正式な任用通知は勤務初日に交付いたします。）

【問い合わせ先】

○申込方法に関すること 総務課職員係 Tel 0270-64-7712

○業務内容、勤務時間等、選考に関すること 各担当課（次頁参照）



玉村町役場

電話 0270-65-2511（代表）

募集職種

募集番号	募 集 職 種	募集番号	募 集 職 種

再募集の職種

（詳細は3ページ以降の募集案内一覧をご覧ください）

募集番号	募 集 職 種	募集番号	募 集 職 種
2	保育士		

各担当課の連絡先（業務内容、勤務時間等、選考に関すること）

担当課・係	電話番号	担当課・係	電話番号
子ども育成課	0270-64-7719		

令和8年度 会計年度任用職員募集一覧【再募集】

定員になり次第募集を終了いたします。（一定期間経過後、選考を行います。）

※普通郵便で提出される場合は配達されるまでに日数を要しますのでご注意ください。

※同時に複数の職種に申し込みをすることはできません。

※給与月額・報酬時給額は人事院勧告によって、年度途中に遡って改定される場合があります。また、人事院勧告以降に減額となる場合もあります。

募集 番号	職種	担当課・係	任用	募集 人数	勤務場所	任用期間	給与・報酬等	業務内容	必要資格	勤務日数	勤務時間	社会保険等	休暇
2	保育士 (パート7H)	子ども育成課	パートタイム 会計年度任用 職員	数名	町内公立保育所	任用日～R9.3.31	時間額1,440円～1,480円 通勤手当、期末・勤勉手当 (いずれも対象条件あり)	一般的な保育士の職務、支援 を要する児童の補助又は一時 預かり保育、こども誰でも通園 制度の担当等	保育士	週5日(月～金)	8:30～16:30(7h勤務・休憩 1h) 7:00～18:00の間で7H勤務 (休憩1h)の場合有り	社会保険加入 雇用保険加入 災害保険加入	年次有給 休暇等(条 例等で規定)

勤務形態別 社会保険保険者（健康保険協会、健康保険組合）等

	勤務形態	社会保険（健康保険）	年金	雇用保険	退職手当	災害保険
フルタイム 会計年度任用職員	1日7H45M以上勤務した日が18日以上ある月が連続12か月を超える。	群馬県市町村職員共済組合 （小中学校・幼稚園勤務の者は 群馬県公立学校職員共済組合）	第3号厚生年金 （地方公務員共済組合の組合員である厚生年金被保険者）	適用除外	対象	地方公務員災害補償
	1日7H45M以上勤務した日が18日以上ある月が連続12か月を超えない。		第1号厚生年金 （国家公務員、地方公務員以外の厚生年金被保険者）	適用	対象外	労働災害補償 または非常勤職員公務災害補償
パートタイム 会計年度任用職員	1日7H45M未満の勤務	【小中学校・幼稚園勤務以外の者】 群馬県市町村職員共済組合※1	第1号厚生年金 （国家公務員、地方公務員以外の厚生年金被保険者）	適用※2	対象外	労働災害補償 または非常勤職員公務災害補償
		【小中学校・幼稚園勤務の者】 群馬県公立学校職員共済組合※1				

※1 勤務時間等によっては社会保険非適用の場合あり。※2 勤務時間等によっては雇用保険非適用の場合あり。

社会保険加入要件

○週の所定労働時間が30時間以上であること
○週の所定労働時間が30時間未満で以下の条件すべてを満たす場合
・週の所定労働時間が20時間以上
・任用期間が2ヶ月を超えて見込まれる
・報酬の月額が8.8万円以上
・学生ではない